



2026年6月29日

各位

「NEWSポストセブン」掲載記事について

学校法人徳心学園横浜高等学校代理人
村田浩明氏代理人

弁護士 田 代 政 弘

弁護士 栗 原 正 晴

弁護士 桶 谷 侑 平

当職らは学校法人徳心学園横浜高等学校（以下「横浜高校」といいます。）及び村田浩明氏（以下「村田氏」といいます。）の代理人として、以下のとおりお知らせいたします。

2026年6月25日配信の「NEWSポストセブン」に掲載された横浜高校及び村田氏に関する記事（以下「本件記事」といいます。）は、その核心部分における事実関係について重大な誤認を含み、横浜高校及び村田氏の名誉やプライバシーを著しく侵害する内容の極めて悪質なものとなっております。

本件記事は、十分な裏付け取材を経ることなく、憶測や情報提供者に対する取材等により得た一方的情報に依拠して断定的な表現を用いており、読者に対して著しい誤解を与えるものであります。こうした記事の掲載は、報道としての基本原則を著しく逸脱したもので、もはや「報道」の名に値せず、到底看過できるものではありません。

横浜高校及び村田氏は、真実ではない情報提供や本件記事により名誉・信用等を深刻に毀損されており、当職らとしては、この違法な権利侵害に対し、発行元に対する厳重な抗議を行うとともに、記事の全面的な訂正及び明確な謝罪を強く要求してまいる所存であり、また、今後取材を受ける方々に対しては、真実ではない情報提供は横浜高校及び村田氏に対する違法行為でありますから、これを厳に慎んでいただくよう、要請いたします。

今後も違法な権利侵害が継続する場合には、発行元はもとより、情報提供者等に対し、直ちに

名誉毀損・プライバシー侵害等を理由とする法的措置を講じる方針であり、その責任は極めて重大なものとなり得ることを明確にしておきます。当職らは、横浜高校及び村田氏の権利と名誉を守るため、必要なあらゆる措置を躊躇なく講じてまいります。

また、報道機関各位におかれましては、本件に関連する情報の取り扱いについて、未確認情報の拡散や二次的被害の発生を惹起することのないよう、慎重かつ節度ある取材・報道を強く要請いたします。

以 上